

鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により国土交通大臣の許可を受け、又は届出をした者」を「貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第3条第1項の登録を受けた者若しくは同法第20条の許可を受けた者又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けた者若しくは同法第36条第1項の規定による届出をした者」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。